

子発 0903 第 13 号
社援発 0903 第 5 号
令和 2 年 9 月 3 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について

福祉サービス第三者評価事業については、平成 30 年 3 月 26 日付け子発 0326 第 10 号、社援発 0326 第 7 号、老発 0326 第 7 号 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」(以下「第三者評価指針改正通知」という。)により、社会福祉法人制度の見直しなど、関連制度の改正等による本事業を取り巻く環境の変化に対応するため、共通評価基準等の見直しがなされたところである。

一方、児童館における第三者評価事業については、平成 18 年 8 月 31 日付け雇児育発第 0831001 号、社援基発 0831001 号「児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」について」(以下「旧児童館版福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」という。)により実施されているところである。

第三者評価指針改正通知ならびに平成 30 年 10 月 1 日付け子発 1001 第 1 号「児童館ガイドラインの改正について」の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討が行われたところである。

今般、同委員会報告を踏まえ、旧児童館版福祉サービス第三者評価基準ガイドラインについて、別添 1-1 及び別添 2-1 のとおり改正し、令和 2 年 9 月 3 日から適用することとした。

各都道府県においては、別紙に示した改正の趣旨・目的やその内容を十分に踏まえた上で、都道府県推進組織、貴管内市町村及び所管法人等の関係者に周知の上、適切にご対応いただくようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。

(別紙)

児童館版における第三者評価基準について

1. 評価基準の項目数について

- 児童館における評価が円滑に実施されるよう、項目の整理を行い、下表の通りとした。

		改正後	現行
共通評価基準		44項目	52項目
内容評価基準	大型児童館付加項目以外	20項目	21項目
	大型児童館付加項目	5項目	8項目

2. 共通評価基準について

- 共通評価基準は、「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」について（以下「共通評価基準ガイドライン」という。）を基本とし、第三者評価の趣旨を変えることなく効果的に評価できるよう配慮して、下記のように整理した。改正後のものは別添1-2である。

(1) 加筆・修正内容

- 別添1-1 共通評価基準ガイドライン対照表のとおり。

(2) 用語の置き換え

- 用語を複数示しているものは、評価項目の内容によって書き分けている
- 文脈によって用語を置き換えていない場合もある。

児童館版	共通評価基準ガイドライン
「児童館」「法人（児童館）」	福祉施設・事業所
「子ども」「保護者」	利用者
「利用者や運営協議会、利用者の組織等」「利用者」	利用者や家族

児童館版	共通評価基準ガイドライン
「利用者会」「運営協議会」	利用者会や家族会
「児童館活動」「児童館の活動」	福祉サービス
「環境の整備」	居住環境の整備
「研修」	教育・研修
「障害のある利用者等」	高齢者や障害のある利用者
「専門職の研修」	専門職の教育
「体験利用」	体験入所
「個別の援助計画」「児童館活動」	利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画
「日常の利用状況や活動等の実施状況」	利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況
「配慮が必要」	意思決定が困難

(3) 評価外の取り扱いについて

- 共通評価基準ガイドラインにおけるⅢ-1-(2)-③（福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。）は、利用施設である児童館にはそぐわないものとして、評価外とした。

3. 内容評価基準について

- 内容評価基準は、必要に応じて現行の評価項目を参照しつつ、「児童館ガイドライン」に準拠した内容となるよう配慮して、下記のように整理した。改正後のものは別添2-2である。

(1) 加筆・修正内容

- 別添2-1 内容評価基準ガイドライン対照表のとおり。

(2) 概要

- 児童館ガイドラインにおける運営内容に関する部分は共通評価基準で対応することにし、内容評価基準については、主に第4章「児童館の活動内容」

を参照。

- 児童館ガイドライン改正時に新設した第9章「大型児童館の機能・役割」に対応するよう、大型児童館用付加項目として5項目を作成。
- なお、児童館の活動については、児童館ガイドライン（最終改正：平成30年10月）に基づいた運営が期待されているため、評価調査者も同様に児童館ガイドラインの内容を十分に理解したうえで評価を行うことが望まれる。

改正後	現行
<p>第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（児童館解説版）</p> <p>I 福祉サービスの基本方針と組織 I-1 理念・基本方針 I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 ① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>I-2 経営状況の把握【II-1から移行】 I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 ② I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 ③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <p>I-3 事業計画の策定 I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 ④ I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 ⑤ I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 ⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 ⑦ I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」 評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（児童館版）</p> <p>I 福祉サービスの基本方針と組織 I-1 理念・基本方針 I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。 ① I-1-(1)-① 理念が明文化されている。 ② I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。【削除】</p> <p>I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。【削除】 ③ I-1-(1)-③ 理念や基本方針が職員に周知されている。【削除】 ④ I-1-(1)-④ 理念や基本方針が利用者等に周知されている。【削除】</p> <p>II-1 経営状況の把握【I-2へ移行】 II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 ⑬ II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。 ⑭ II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。 ⑮ II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。【削除】</p> <p>I-2 計画の策定【I-3へ移行】 I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 ⑤ I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。 ⑥ I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。</p> <p>I-2-(2) 計画が適切に策定されている。 ⑦ I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。 ⑧ I-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。</p>

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組【Ⅲ-2-(1)から移行】

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

- 8 I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- 9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ【Ⅱ-1へ移行】

I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

- 9 I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。
- 10 I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

- 11 I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組みに指導力を発揮している。
- 12 I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組みに指導力を発揮している。

Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組みが組織的に行われている。【I-4へ移行】

- 41 Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。
- 42 Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にしている。
- 43 Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。【削除】

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ【I-3から移行】

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10 II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 II-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握【I-2へ移行】

II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

13 II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。

14 II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。

15 II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。【削除】

I-3 管理者の責任とリーダーシップ【II-1へ移行】

I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

9 I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。

10 I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

11 I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。

12 I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。

II-2 人材の確保・養成

II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。

16 II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。

17 II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

18 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。

19 II-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。【削除】

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

20 II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。

21 II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され、計画に基づいて具体的な取組が行われている。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

II-3 運営の透明性の確保【新設】

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 II-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

22 II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。

II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。

23 II-2-(4)-① 実習生の受入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。

24 II-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取組を行っている。【削除】

II-3 安全管理【Ⅲ-1-(5)へ移行】

II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

25 II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。

26 II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。

II-4 地域との交流と連携

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

27 II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。

28 II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。【削除】

29 II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

30 II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。

31 II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。【削除】

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

32 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。

33 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

【Ⅲ-3-(1)から移行】

30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

32 ~~Ⅲ-1-(2)-③~~ 【評価外】

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【Ⅲ-3から移行】

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にしている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

34 Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

35 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。

Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。【Ⅲ-1-(2)へ移行】

49 Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対して活動選択に必要な情報を提供している。

50 Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。

51 非該当

Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。【Ⅲ-1-(3)へ移行】

36 Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している。

37 Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の上昇に向けた取組を行っている。【削除】

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。【Ⅲ-1-(4)へ移行】

38 Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。

39 Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。

40 Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。

Ⅱ-3 安全管理【Ⅲ-1-(5)へ移行】

Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

25 Ⅱ-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。

26 Ⅱ-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

- 40 Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。
- 41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【Ⅲ-4-(2)から移行】

- 42 Ⅲ-2-(2)-① 個々に支援が必要な利用者に対する個別の援助計画を適切に策定している。
- 43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に個別の援助計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

- 44 Ⅲ-2-(3)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。
- 45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。【Ⅰ-4へ移行】

- 41 Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。
- 42 Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。
- 43 Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。【削除】

Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。【Ⅲ-2-(1)へ移行】

- 44 Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。
- 45 Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。【Ⅲ-2-(2)へ移行】

- 52 非該当
- 53 非該当
- 54 Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。
- 55 Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

- 46 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。
- 47 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。
- 48 Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。【削除】

Ⅲ-3 サービスの開始・継続【削除】

Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。【Ⅲ-1-(2)へ移行】

- 49 Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対して活動選択に必要な情報を提供している。
- 50 Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。
- 51 非該当

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定【削除】

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。【Ⅲ-2-(2)へ移行】

52 非該当

53 非該当

54 Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。

55 Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。

改正後	現行
<p>第三者評価内容評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（児童館版）</p> <p>A 児童館の活動に関する事項</p> <p>A-1 児童館の施設特性</p> <p>A1 A-1-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。</p> <p>A2 A-1-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。</p> <p>A3 A-1-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。</p> <p>A-2 遊びによる子どもの育成</p> <p>A4 A-2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。</p> <p>A5 A-2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりできるようにしている。</p> <p>A6 A-2-(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。</p> <p>A-3 子どもの居場所の提供</p> <p>A7 A-3-(1) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。</p> <p>A8 A-3-(2) 中・高校生世代の利用に対する援助がある。</p>	<p>「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」 評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（児童館版）</p> <p>A 児童館等の活動に関する事項（小型児童館・児童センター用付加項目）</p> <p>1 遊びの環境整備</p> <p>56 A-1-① 遊ぶ際を守るべき事項（きまり）が利用者に理解できるように決められている。</p> <p>57 A-1-② 乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境がある。</p> <p>58 A-1-③ 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している。</p> <p>59 A-1-④ くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っている。</p> <p>60 A-1-⑤ 幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている。</p> <p>2 乳幼児と保護者への対応</p> <p>61 A-2-① 乳幼児と保護者が日常的に利用している</p> <p>62 A-2-② 乳幼児活動が年間を通じて実施されており、その内容が参加者のニーズに基づいたものになっている。</p> <p>63 A-2-③ 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している。</p> <p>3 小学生への対応（核となる児童館活動）</p> <p>64 A-3-① 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している。</p> <p>65 A-3-② 職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている。</p> <p>66 A-3-③ 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童が一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われている。</p> <p>67 A-3-④ 行事やクラブ活動が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されている。</p>

A-4 子どもの意見の尊重

A9 A-4-(1) 子どもの年齢及び発達に応じて子どもの意見を尊重している。

A10 A-4-(2) 子どもの意見が運営や活動に反映されている。

A-5 配慮を必要とする子どもへの対応

A11 A-5-(1) 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

A12 A-5-(2) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

A-6 子育て支援の実施

A13 A-6-(1) 保護者の子育て支援を行っている。

A14 A-6-(2) 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

A-7 地域の健全育成の環境づくり

A15 A-7-(1) 地域の健全育成の環境づくりに取り組んでいる。

A-8 ボランティア等の育成と活動支援

A16 A-8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

A-9 子どもの安全対策・衛生管理

A17 A-9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

A-10 学校・地域との連携

A18 A-10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

A19 A-10-(2) 運営協議会等が設置され、機能している。

A-11 【選択項目】 放課後児童クラブの実施

A20 A-11-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

4 中高生への対応

68 A-4-① 日常的に中高生の利用がある。

69 A-4-② 中高生が主体性や社会性を養えるような活動を継続して実施している。

5 利用者からの相談への対応

70 A-5-① 利用者からの相談への対応が自然な形で行われている。

71 A-5-② 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っている。

6 障害児への対応

72 A-6-① 障害のある児童の利用に対応する支援策が整っている。

7 地域の子育て環境づくり

73 A-7-① 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している。

74 A-7-② 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている。

8 広報活動

75 A-8-① 広報活動が適切に行われている。

76 A-8-② 児童館の活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている。

B 大型児童館の活動に関する事項（大型児童館用付加項目）

- B1** B-1-(1) 大型児童館としての施設・設備や人材を有効に活用している。
- B2** B-1-(2) 県内児童館の連絡調整と支援を行っている。
- B3** B-1-(3) 児童の健全育成に関する関係機関及び地域団体等との連絡・協議を行っている。
- B4** B-1-(4) 県内児童館で活用できる各種遊びのプログラムの開発と普及を行っている。
- B5** B-1-(5) 児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に取り組んでいる。

B 大型児童館の活動に関する事項（大型児童館用付加項目）

- 1 大型児童館の特色を生かした地域児童館等との連携**
- 77** B-1-① 大型児童館としての施設・設備や人材、プログラムを備え、有効に活用している。
- 78** B-1-② 都道府県（市）内全域を対象にした健全育成活動に取り組んでいる。
- 79** B-1-③ 児童館活動等に関する情報収集が適切に行われている。
- 80** B-1-④ 都道府県（市）内児童館へのプログラム提供が適切に行われている。
- 81** B-1-⑤ 都道府県（市）内児童館の職員に対する研修や相互交流の機会づくりに取り組んでいる。
- 2 健全育成の環境づくり**
- 82** B-2-① 児童の健全育成に関する普及啓発と調査研究に積極的に取り組んでいる。
- 83** B-2-② 児童の健全育成にかかわる地域団体等の支援とネットワークづくりに積極的に取り組んでいる。
- 84** B-2-③ 児童の健全育成に関する関係機関との連絡・協議が適切に行われている。
【B-1-(3)へ移行】